

匹見中央公園遊具改修工事に関する要求水準書

第1章

1. 適用範囲

- (1) この要求水準書は、「匹見中央公園遊具改修工事」（以下「本工事」という。）に適用する。
- (2) 契約図書間に相違がある場合の優先順位は、下記の順位とする。
 - ① 匹見中央公園遊具改修工事における実施要領を含む公募書類及び質疑回答書
 - ② 本要求書
- (3) 本工事で準用する一般共通仕様書は下記のものとする。
 - ① 益田市公共工事共通仕様書特記事項
 - ② 島根県公共工事共通仕様書
 - ③ 公園緑地工事共通仕様書（国土交通省）
 - ④ 公園緑地工事施工管理基準（国土交通省）
 - ⑤ その他関係資料
- (4) 受注者は、この仕様書に定めのないものに対して、本工事の遂行上必要と認められるものについては発注者と協議の上、受注者の責務においてこれを行うものとする。

2. 目的

令和7年度に更新を予定している匹見中央公園の大型すべり台は公園のメイン遊具であることから、既存の大型すべり台の種別・規格にとらわれず、様々な種別・規格の中から提案を受けた上で、最適な遊具を選定し改修することが公園の魅力向上になると考えている。

本工事では、この大型すべり台改修について、限られた事業費を最大限に有効活用し、より多くの人々に喜ばれる遊具を設置することを目的とする。

3. 施工場所

本工事の施工場所は、益田市匹見町の匹見中央公園とする。

4. 施工期間他

- (1) 施工期間は、契約締結日の翌日から令和8年3月19日までとする。
- (2) 受注者は、本工事の着手に先立ち、施工に係る主任技術者等の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。主任技術者等は参加表明書提出時の予定主任技術者と予定専門技術者を原則とする。
- (3) 前項に示す主任技術者等の専任期間は、契約締結後の遊具製作期間など、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入

または仮設工事等が開催されるまでの間）は技術者の配置を要しない。

第2章

1. 工事内容等

- ①遊具の実施設計
- ②遊具の製作
- ③既存遊具撤去工事（基礎等を含む。）
- ④遊具設置工事
- ⑤安全施設設置工事
- ⑥遊具設置に伴う整地工事（原形復旧）
- ⑦使用上の注意看板等設置工事

※総工事価格の範囲内で追加して実施可能な提案があれば積極的な追加提案を求める。

2. 要求要件

【目的物に関する事項】

① 提案上限額

54,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

② 提案を求める遊具

＜大型すべり台＞※主な遊具の対象年齢 3～12歳

新たな匹見中央公園のメイン遊具となることから、主な対象年齢の子どもはもとより、幅広い年代が楽しめる遊具を求める。

③ 配慮事項

- ・遊具の材質・塗装は、使用期間が長寿命化するように耐久性に優れたものとする。
- ・遊具は維持管理（交換・修繕）がしやすい材質・構造とすること。
- ・遊具の部材については木材の使用を控えること。
- ・公園の景観、遊具周辺の地形に合った遊具設置・空間づくり（遊具の形状、色調、配置等）に配慮すること。
- ・遊具の基準「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）」（国土交通省）、「遊具の安全に関する基準（JPFA-SP-S:2024）」（（一社）日本公園施設業協会）に準拠すること。
- ・（一社）日本公園施設業協会 SP マーク表示認定企業の製品とすること。
- ・（一社）日本公園施設業協会の公園施設賠償責任保険に加入した製品とすること。

- ・（一社）日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士を有する者が遊具の設置・組立を行うこと。
- ・基礎は、土の流出などによる露出がない構造とすること。
- ・工事に先立ち必要となる除草等の準備も本工事に含むこと。
- ・遊具の対象年齢、遊び方、注意事項などを記載した案内板、安全マット等を適切に配置すること。